

【新型コロナウイルス感染症対策・給付金】

<p>補助事業名</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>月次支援金</p>	<p>対象者</p> <p>2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等が対象                  &lt;給付対象&gt;                  ①対象措置が実施された都道府県の休業・時短営業の要請を受けた飲食店と反復継続した取引を行っている。                  ②対象措置が実施された都道府県の個人または法人のお客様と（※対象措置が実施された都道府県の消費者と継続した取引を行っている）継続した取引を行っている。                  ③2021年の4月以降、事業者全体の月間の売上が2019年または2020年の同月の売上と比べて、その月の対象措置の影響を受けて、50%以上減少した月がある。</p>	<p>補助額</p> <p>中小法人等 上限20万円/月                  個人事業者 上限10万円/月</p>
<p>募集期間</p>	<p>【10月分】                  11月1日～1月7日                  ※事前確認の締切は上記と異なります</p>	<p>支援内容</p> <p>□感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付</p>	
<p>補助事業名</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>鹿児島県事業継続月次支援金</p>	<p>【受給対象】                  (1)申請日時点において、鹿児島県内に主たる事業所を有する又は納税地を鹿児島県内としている個人事業者であること。                  (2)対象期間において、国によるまん延防止等重点措置の適用等に伴う県下全域の飲食店や同措置区域内の大規模集客施設への営業時間の短縮要請、不要不急の外出自粛要請等に伴い、2019年又は2020年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少(酒類販売事業者への上乗せは、30%以上減少)した月があること。                  (3)2021年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。                  ※酒類販売事業者への上乗せについては、県HPをご確認ください。</p>	<p>補助額</p> <p>&lt;納付上限額&gt; 5万円/月                  &lt;算定方法①&gt; S = A - B                  S = 給付額                  A = 基準月の月間事業収入(対象月と比較した2019年又は2020年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月の月間事業収入)                  B = 対象月の月間事業収入(2019年又は2020年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月の月間事業収入)                  ※給付額は、対象月ごとに算定します。                  (2021年8月と9月の事業収入がいずれも30%以上50%未満減少した場合、8月と9月が対象月となり、8月分、9月分それぞれの事業収入を基に算定します。)                  【酒類販売事業者への上乗せ】                  &lt;納付上限額&gt;                  対象月の事業収入が基準月の事業収入と比較して、                  90%以上減少している場合 30万円/月                  70%以上90%未満減少している場合 20万円/月                  50%以上70%未満減少している場合 10万円/月                  30%以上50%未満減少している場合 5万円/月                  &lt;算定方法②&gt; S = A - B - C                  S = 給付額                  A = 基準月の月間事業収入(対象月と比較した2019年又は2020年同月の月間事業収入)                  B = 対象月の月間事業収入(2019年又は2020年同月比で事業収入が30%以上減少した月の月間事業収入)                  C = 対象月と同月を対象とした国の月次支援金の給付額又は算定方法①で算出された給付額</p>
<p>募集期間</p>	<p>令和3年10月29日(金)                  ~                  令和3年12月10日(金)                  &lt;&lt;消印有効&gt;&gt;</p>	<p>支援内容</p> <p>(1)国によるまん延防止等重点措置の適用等に伴う県下全域の飲食店や同措置区域内の大規模集客施設への営業時間の短縮要請、不要不急の外出自粛要請等に伴い、事業収入が大きく減少している県内事業者を支援するため、中小企業、その他法人等及び個人事業者に対して、事業全般に広く使える支援金を給付します。                  (2)酒類提供停止要請に伴い、経営に甚大な影響を受けている県内酒類販売事業者を支援するため、酒類の提供を停止する重点措置区域内の飲食店と取引のある酒類販売事業者に対し、国が支給する月次支援金又は(1)の上限額の上乗せを行います。 ※酒税法第7条に規定する酒類の製造免許又は第9条に規定する酒類の販売業免許を受けている事業者に限ります。</p>	
<p>補助事業名</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援補助金</p>	<p>対象者</p> <p>食品衛生法に基づく営業許可証に記載されている県内の施設で、客に飲食をさせることを目的とした設備を有し、専ら集客を目的とする施設を営む法人又は個人</p>	<p>補助額</p> <p>1店舗あたり上限10万円</p>
<p>募集期間</p>	<p>令和3年7月1日                  ~                  令和3年12月28日                  &lt;&lt;消印有効&gt;&gt;</p>	<p>支援内容</p> <p>□新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立のため、県が実施している飲食店における新型コロナウイルス感染防止対策現地調査及び飲食店第三者認証制度に併せて新型コロナウイルス感染防止を強化する飲食店が実施する感染防止対策費用について支援する</p>	

※各補助金・助成金の制度詳細については、各「補助事業名」を押し、リンク先をご参照ください。

(更新日：令和3年12月2日)

補助事業名	<p><b>新型コロナウイルス感染症対策</b></p> <p><a href="#">鹿児島市家賃支援金（第2期）</a></p>	<p>【受給対象】</p> <p>①家賃支援金の第1期を受給していること</p> <p>②国「月次支援金（8月分または9月分）」・県「鹿児島県事業継続月次支援金」・県「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」のいずれかの給付決定を受けていること</p> <p>③自らの事業のために鹿児島市内にある他人の土地・建物を直接占有し、使用・収益をしていることへの対価として、地代・家賃（以下、賃料）の支払いをおこなっていること</p> <p>④今後も事業を継続する意思があること</p> <p>同一対象期に本支援金の交付を受けていないこと</p> <p>⑤申請者等は暴力団等に関与していないこと</p>	<p>補助額</p> <p>支払賃料（月額）の1/2                  上限額：法人20万円                  個人事業者10万円                  ※千円未満切捨て                  ※給付は1回限り</p> <p>注）令和3年8月分または9月分のうち、支払済のいずれか1か月分が対象</p>
募集期間	<p>令和3年9月29日                  ～                  令和4年1月31日                  ≪消印有効≫</p>	<p>支援内容</p> <p>□全国的な新型コロナウイルス感染拡大、まん延防止等重点措置に係る営業時間短縮要請等に伴い、売上が減少し、家賃の負担が重くなっている中小企業者等の事業継続を支援するため、家賃支援金の追加給付等を行う</p>	
補助事業名	<p><b>新型コロナウイルス感染症対策</b></p> <p><a href="#">業務改善助成金</a></p>	<p>【受給対象】</p> <p>以下の要件に当てはまる、全国の中小企業・小規模事業者が対象です。</p> <p>1.賃金引上計画を策定すること 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）</p> <p>2.引上げ後の賃金額を支払うこと</p> <p>3.生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと</p> <p>(1) 単なる経費削減のための経費</p> <p>(2) 職場環境を改善するための経費</p> <p>(3) 通常の事業活動に伴う経費などは除きます。</p> <p>4.解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など</p>	<p>補助率</p> <p>概要については、業務改善助成金HPにてご確認ください。</p>
募集期間	<p>【緊急対応期間】                  令和3年8月                  ～                  令和4年3月31日(木)</p>	<p>支援内容</p> <p>□中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。</p>	<p>補助額</p> <p>概要については、業務改善助成金HPにてご確認ください。</p>
<b>【雇用維持】</b>			
補助事業名	<p><b>休業手当の一部を助成</b></p> <p><a href="#">雇用調整助成金</a></p>	<p>【主な受給要件】※他にもいくつか要件がございます。</p> <p>1) 雇用保険の適用事業主であること。</p> <p>2) 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること。</p> <p>3) 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上、中小企業以外の場合は5%を超えてかつ6人以上増加していないこと。</p>	<p>補助率</p> <p>中小企業 2/3、大企業 1/2</p> <p>【緊急対応期間】</p> <p>中小企業 4/5、大企業 2/3</p> <p>※解雇等を行わない場合</p> <p>中小企業 9/10、大企業 3/4</p> <p>《5/1発表分》一定の要件を満たした場合</p> <p>中小企業 10/10</p>
募集期間	<p>随時</p> <p>【緊急対応期間】                  令和2年4月1日(水)                  ～                  令和3年12月31日(金)</p>	<p>支援内容</p> <p>□景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成。</p> <p>【以下のいずれかに該当する経費】</p> <p>①休業を実施した場合の休業手当</p> <p>②教育訓練を実施した場合の賃金相当額</p> <p>③出向を行った場合の出向元事業主の負担額</p>	<p>補助額</p> <p>対象労働者1日1人あたり上限                  8,330円</p> <p>※教育訓練を実施したときの加算（額）                  1,200円（1日1人あたり）</p>

補助事業名	<p><a href="#">新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金</a></p>	<p>【受給要件】令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、以下の子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に対する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子供</p> <p>②新型コロナウイルスに感染した子供など、小学校などを休む必要がある子供</p>	<p>有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10</p> <p>具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の※日額換算賃金額×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。 ※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したものの（日額上限：13,500円(申請の対象期間中(注)に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則都道府県単位)に事業所のある企業については15,000円))</p> <p>注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）</p>
募集期間	<p>①令和3年8月1日～10月31日の休暇 → <u>令和3年12月27日(月)</u> 必着</p> <p>②令和3年11月1日～12月31日の休暇 → <u>令和4年2月28日(月)</u> 必着</p>	<p>支援内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休校等により仕事を休まざるをえない保護者の皆さまを支援するため、有給休暇を取得させた事業主へ助成金を支給。</p> <p>事業主へ助成金を活用していただき、年休の有無にかかわらず有給休暇を利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようにするもの。</p>	<p>助成額</p>

【人材開発】

補助事業名	<p><b>職業訓練の実施</b></p> <p><a href="#">人材開発支援助成金</a></p> <p><a href="#">〔旧キャリア形成促進助成金〕</a></p> <p><a href="#">(厚生労働省)</a></p>	<p>対象者</p> <p>◎企業内での人材育成に取組む中小企業事業主</p> <p>■雇用保険適用事業所であることが必要です。</p>	<p>◆訓練関連</p> <p>1) 特定訓練コース</p> <p>OFF-JT</p> <p>経費助成 45(60)%</p> <p>賃金助成 760(960)円</p> <p>OJT &lt;雇用型訓練に限る&gt;</p> <p>実施助成 665(840)円</p>
募集期間	<p>随時</p>	<p>支援内容</p> <p>□職業訓練などを実施する中小企業者等に対して訓練経費や訓練中の賃金の一部を助成。（※労働生産要件を満たすと助成率・助成金の割増あり）</p> <p>◆訓練関連</p> <p>1) 特定訓練コース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働生産性の向上に直結する訓練</li> <li>・一定の要件を満たす雇用型訓練（職業能力開発促進センター等）、若年労働者への訓練、熟練技能者による技能承継訓練等について助成</li> </ul> <p>2) 一般訓練コース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定訓練コース以外の訓練</li> </ul> <p>3) 教育訓練休暇付与コース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有給教育訓練休暇等制度を導入し、労働者が当該休暇を取得し、訓練を受けた場合（教育訓練休暇制度）</li> <li>・120日以上長期教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得し、訓練を受けた場合（長期教育訓練休暇制度）</li> </ul> <p>4) 特別育成訓練コース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有期契約労働者等の人材育成に取り組んだ場合</li> </ul>	<p>助成率・助成額</p> <p>※( )は労働生産性要件の適用時</p> <p>1) 一般訓練コース</p> <p>OFF-JT</p> <p>経費助成 30(45)%</p> <p>賃金助成 380(480)円</p> <p>3) 教育訓練休暇付与コース</p> <p>教育訓練休暇制度の場合</p> <p>制度導入・実施30(36)万円</p> <p>長期教育訓練休暇制度の場合</p> <p>経費助成 20(24)万円</p> <p>賃金助成 6,000(7,200)円</p> <p>※1人1日あたり最大150日分</p> <p>4) 特別育成訓練コース</p> <p>賃金助成 760(960)円</p> <p>経費助成 1人実費</p> <p>※訓練時間に応じた上限あり（最大50万円）</p>

【人材開発・職場環境改善】

補助事業名	非正規社員の正社員化 キャリアアップ助成金 「①正社員化コース」 (厚生労働省)	対象者	◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主 ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。	助成額(※)は労働生産性要件の適用時	◆1人当たり助成金額 ・有期→正規：57(72)万円 ・有期→無期：28.5(36)万円 ・無期→正規：28.5(36)万円 ※正規には、多様な正社員[勤務地・職務限定、短時間正社員]を含む。 ※その他、条件については、厚生労働省のHPをご参照ください。
募集期間	随時	支援内容	□有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合に、一定額を助成。		
補助事業名	賃金規定改定 キャリアアップ助成金 「②賃金規定等改定コース」 (厚生労働省)	対象者	◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主 ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。	助成額(※)は労働生産性要件の適用時	◆全ての賃金規定等を2%以上増額改定した場合 ・1~3人：9.5(12)万円 ・4~6人：19(24)万円 ・7~10人：28.5(36)万円 ・11~100人：2.85(3.6)万円/1人7割 ◆雇用形態別、職種別等の賃金改定等を2%以上増額改定した場合 ・1~3人：4.75(6)万円 ・4~6人：9.5(12)万円 ・7~10人：14.25(18)万円 ・11~100人：14250(18000)円/1人7割
募集期間	随時	支援内容	□全て又は意中部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定した場合に、一定額を助成。		
補助事業名	有期労働者への法定外健 キャリアアップ助成金 「③健康診断制度コース」 (厚生労働省)	対象者	◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主 ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。	助成額(※)は労働生産性要件の適用時	◆1事業所当たり助成金額 38(48)万円(1事業所あたり1回のみ)
募集期間	随時	支援内容	□有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合に、一定額を助成。		
補助事業名	賃金規定の共通化 キャリアアップ助成金 「④賃金規定等共通化コース」 (厚生労働省)	対象者	◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主 ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。	助成額(※)は労働生産性要件の適用時	◆1事業所当たり助成金額 57(72)万円(1事業所あたり1回のみ) ◆対象労働者2人目以降について、助成額を加算 2.0(2.4)万円/1人7割(上限20人まで)
募集期間	随時	支援内容	□有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定を新たに規定・適用した場合に、一定額を助成。		
補助事業名	諸手当制度の共通化 キャリアアップ助成金 「⑤諸手当制度共通化コース」 (厚生労働省)	対象者	◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主 ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。	助成額(※)は労働生産性要件の適用時	◆1事業所当たり助成金額 38(48)万円(1事業所あたり1回のみ) ◆対象労働者2人目以降について、助成額を加算 1.5(1.8)万円/1人7割(上限20人まで) ◆同時に共通化した諸手当2つ目以降について、助成額を加算 16(19.2)万円/1人7割(上限10手当てまで)
募集期間	随時	支援内容	□有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合に、一定額を助成。		

※各補助金・助成金の制度詳細については、各「補助事業名」を押し、リンク先をご参照ください。

(更新日：令和3年12月2日)

補助事業名	<p><b>有期労働者の賃金引上げ</b>  <a href="#">キャリアアップ助成金</a>  <a href="#">「⑥選択的適用拡大導入時処遇改善コース」</a>  <a href="#">(厚生労働省)</a></p>	対象者	<p>◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主                  ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。</p>	助成額(※)は労働生産性要件の適用時	<p>◆1事業所当たり助成金額                  19(24)万円(1事業所あたり1回のみ)                  ◆1人当たり助成金額                  ・2~3%未満:1.9(2.4)万円                  ・3~5%未満:2.9(3.6)万円                  ・5~7%未満:4.7(6.0)万円                  ・7~10%未満:6.6(8.3)万円                  ・10~14%未満:9.4(11.9)万円                  ・14%以上:13.2(16.6)万円                  (1事業所あたり1回のみ、上限45人まで)</p>
募集期間	随時	支援内容	<p>□選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合に、一定額を助成。</p>		
補助事業名	<p><b>有期労働者の社会保険適</b>  <a href="#">キャリアアップ助成金</a>  <a href="#">「⑦短時間労働者労働時間延長コース」</a>  <a href="#">(厚生労働省)</a></p>	対象者	<p>◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主                  ※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。</p>	助成額(※)は労働生産性要件の適用時	<p>◆1人当たり助成金額                  ・22.5(28.4)万円                  ※労働者の手取りが減少しない取組                  (⑤又は⑦と併用した場合)                  ・1~2時間未満:4.5(5.7)万円                  ・2~3時間未満:9.0(11.4)万円                  ・3~4時間未満:13.5(17)万円                  ・4~5時間未満:18(22.7)万円</p>
募集期間	随時	支援内容	<p>□有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合に、一定額を助成。                  ※労働者の手取りが減少しない取組を、「⑤賃金規定等改定コース」又は「⑦選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて行った場合、1時間以上5時間未満延長でも、一定額を助成。</p>		
補助事業名	<p><b>事業場内賃金の引上げ等</b>  <a href="#">業務改善助成金</a>  <a href="#">(厚生労働省)</a></p>	対象者	<p>◎事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場です。</p>	補助率	<p>・補助率                  引上げ前の賃金が800円未満場合4/5                  ※生産性要件を満たした場合9/10                  引上げ前の賃金が800円未満場合3/4                  ※生産性要件を満たした場合4/5</p>
募集期間	随時	支援内容	<p>□生産性向上のための設備投資などにかかる費用の一部を助成  <b>【以下のいずれも取組む事業】</b>                  ◆事業場内における最低賃金の30円以上の引上げ                  [6つの申請コース&lt;引上げ前の賃金/引き上げる労働者数&gt;]                  ① 800円未満/1~3人                      ④ 800円以上/1~3人                  ② 800円未満/4~6人                      ⑤ 800円以上/4~6人                  ③ 800円未満/7人以上                    ⑥ 800円以上/7人以上                  ◆労働能率の増進に資する設備・機器の導入による業務改善と費用支出</p>	補助額	<p>・補助上限                  ①50万円                                      ④50万円                  ②70万円                                      ⑤70万円                  ③100万円                                    ⑥100万円</p>
<b>【職場環境改善】</b>					
補助事業名	<p><b>男性の育児休業取得</b>  <a href="#">両立支援等助成金</a>  <a href="#">「①出生時両立支援コース」</a>  <a href="#">(厚生労働省)</a></p>	対象者	<p>◎男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた中小企業事業主。                  ※注意点                  ・過去3年以内に男性の育児休業取得者(中小企業は連続5日以上)がいる企業は対象外                  ・支給対象は1年度につき10人まで</p>	助成額(※)は労働生産性要件の適用時	<p>・支給額                  &lt;取組・育休1人目&gt;                  57(72)万円                  &lt;育休2人目以降&gt;                  a 育休 5日以上 14.25(18)万円                  b 育休14日以上 23.75(30)万円                  c 育休1ヵ月以上 33.25(42)万円                  &lt;育児目的休暇の導入・利用&gt;                  28.5(36)万円</p>
募集期間	随時	支援内容	<p>□「男性が育児休業を取得しやすい職場風土作り」と「男性に一定期間の連続した育児休業の取得」に取り組んだ場合、一定額を助成。                  ◆男性が育児休業を取得しやすい職場風土作り                  ※1人目の男性の育休取得前に行う取組み                  ア. 男性労働者に対する育児休業制度の利用促進のための資料等の周知                  イ. 子が産まれた男性労働者への管理職による育休取得勧奨等                  ◆男性に一定期間の連続した育児休業の取得                  ア. 男性が子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上(中小企業)の育児休業を取得すること。</p>		
補助事業名	<p><b>介護休業</b>  <a href="#">両立支援等助成金</a>  <a href="#">「②介護離職防止支援コース」</a>  <a href="#">(厚生労働省)</a></p>	対象者	<p>◎従業員が介護休業の取得・職場復帰、並びに、働きながら介護を行う勤務制限制度を利用した取組みをみ行った中小企業事業主。</p>	助成額(※)は労働生産性要件の適用時	<p>・支給額                  &lt;介護休業の利用&gt;                  休業取得時:28.5(36)万円                  職場復帰時:28.5(36)万円                  &lt;介護制度の利用&gt;                  28.5(36)万円</p>
募集期間	随時	支援内容	<p>□「職場環境整備の取組」と「介護休業の取得と職場復帰、または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用」に取組みを行った場合、一定額を助成。                  ◆介護休業の利用                  ア. 介護支援プランの作成                  イ. 介護休業を5日以上取得 他                  ◆介護両立支援制度の利用                  ア. 介護支援プランの作成                  イ. 介護休業を20日以上取得 他                  ※介護休業と介護両立支援制度、それぞれ条件がありますので、詳細は要項をご参照ください。</p>		

※各補助金・助成金の制度詳細については、各「補助事業名」を押し、リンク先をご参照ください。

(更新日:令和3年12月2日)

補助事業名	<p><b>新製品開発や販路開拓</b></p> <p>両立支援等助成金</p> <p>「③育児休業等支援コース」</p> <p>(厚生労働省)</p>	対象者	<p>◎【以下のいずれに該当する事業者】</p> <p>1) 労働者に育休を取得、職場復帰させた中小企業事業主</p> <p>2) 育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主</p>	助成額	<p>・支給額</p> <p>&lt;育休取得時&gt;</p> <p>28.5(36)万円</p> <p>&lt;職場復帰時&gt;</p> <p>28.5(36)万円</p>
募集期間	随時	支援内容	<p>□「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育休を取得、職場復帰させた場合、一定額を助成。</p> <p>◆育休取得時・職場復帰時</p> <p>※1企業2人まで支給(無期雇用者1人、有期契約労働者1人)</p> <p>※それぞれ条件がありますので、詳細は要項をご参照ください。</p> <p>□育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた場合、一定額を助成。</p> <p>◆代替要員確保時</p> <p>※支給対象機関は5年間で、1年度あたり10人まで支給</p> <p>※各種条件がありますので、詳細は要項をご参照ください。</p>	助成額	<p>・支給額</p> <p>&lt;育休取得者の職場支援の取得&gt;</p> <p>19(24)万円</p> <p>※「職場復帰時」に加算支給</p> <p>&lt;代替要員確保時&gt;</p> <p>47.5(60)万円</p> <p>(有期契約労働者の場合)</p> <p>9.5(12)万円 加算支給</p>
補助事業名	<p><b>新製品開発や販路開拓</b></p> <p>両立支援等助成金</p> <p>「④再雇用者評価処遇コース」</p> <p>(厚生労働省)</p>	対象者	<p>◎非正規雇用労働者(※)の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組を実施する中小企業事業主</p> <p>※非正規雇用労働者とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者を指す。</p>	助成額	<p>・支給額</p> <p>&lt;再雇用1人目&gt;</p> <p>38(48)万円</p> <p>&lt;再雇用2~5人目&gt;</p> <p>28.5(36)万円</p>
募集期間	随時	支援内容	<p>□妊娠、出産、育児又は介護として退職した者が、復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者採用した場合、一定額を助成。</p> <p>※継続雇用6か月後・継続雇用1年度の2回に分けて半額ずつ支給</p>	助成額	
補助事業名	<p><b>海外販路開拓展示会出展</b></p> <p>両立支援等助成金</p> <p>「⑤女性活躍加速化コース」</p> <p>(厚生労働省)</p>	対象者	<p>◎女性が活躍しやすい職場環境の整備に取り組む中小企業事業主。</p> <p>※本助成金の中小企業とは、産業にかかわらず常用労働者数300人以下の企業を指します。</p>	助成額	<p>・支給額</p> <p>47.5(60)万円</p>
募集期間	随時	支援内容	<p>□自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した場合、一定額を助成。(※1企業1回限り)</p>	助成額	

※各補助金・助成金の制度詳細については、各「補助事業名」を押し、リンク先をご参照ください。

(更新日：令和3年12月2日)